

暮らしのお知らせ

住民票などの証明書

コンビニで取得できます

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストア(セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマートなど)、イオン(成田店を含む一部店舗)で住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本・戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)を取得できます。市役所の閉庁時でも毎日午前6時30分から午後11時まで利用できます。

コンビニ交付サービスの利用には、事前に暗証番号の設定が必要です。マイナンバーカードを申請するときに利用者証明用電子証明書の発行を希望しなかった人は、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請できます。

マイナンバーカードの交付

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課で受け取ってください。

必要書類

交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードに関連する業務休止

機器点検のため、毎月第3土曜日の翌日の日曜日は、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・失効などの手続きができませんので注意してください。

※くわしくは市民課 ☎20・1525)へ。

農業集落排水

変更届を忘れずに

市では、農業集落排水事業を現在6地区(名古屋、成井・地藏原

新田、横山・馬乗里、新田、堀籠、奈土・津富浦)で実施しています。すでに農業集落排水管を接続して使用人数に変更があった場合は、農政課(市役所4階)へ変更届を提出してください。

また、対象の地域に住んでいて宅内工事を済ませていない人は、早めに指定工事店に施工を依頼して、農業集落排水管への接続をしてください。

※くわしくは農政課 ☎20・1542)へ。

千葉県市町村交通災害共済

もしもの事故に備えて

交通災害共済の令和3年度加入申し込みが8月2日(月)から始まります。

交通災害共済は、加入者が交通事故により負傷した場合に、見舞金を支給する制度です。

ほかの保険に入っても加入できますが、保育園・学校などでこの制度に加入している園児・児童・生徒は、重複して加入できません。

会員の資格

市に住民記録のある人とその被扶養者

共済期間と会費

○8月31日までに申し込み…9月1日～令和4年8月31日・700円
○9月1日以降に申し込み…申込日の翌日～令和4年8月31日・加入月により100～700円

見舞金の種類 死亡見舞金、傷害見舞金、身障見舞金、交通遺児見舞金

対象となる交通事故 車両による交通事故で、事故証明書(原則として人身事故扱い)が発行されたもの

受付場所 交通防犯課(市役所2階、下総・大栄支所)

※くわしくは同課 ☎20・1527)へ。

水道メーターの検針

2カ月ごとに伺います

水道の使用量は、市から委託を受けたヴェオリア・ジェネツ(株)の社員が2カ月ごとに水道メーターを確認し、検針票でお知らせ

しています。

メーターボックスの上に車や物を置かないようにするなど、検針へのご協力をお願いします。

検針の結果、使用水量が極端に多い場合は漏水の可能性がります。早急に市指定給水装置工事業者へ連絡し、修繕してください。

※くわしくは水道部業務課 ☎22・0296)へ。

空き家バンク

物件を有効活用しませんか

市では、空き家(一戸建て)の所有者と利用希望者をつなぐ空き家バンクを開設しています。

空き家バンクは、物件情報を市に登録することで空き家バンクホームページ(http://www.akiya-na.vi.com/unari_akiya.bank)などに公開され、利用希望者を募ることができる制度です。

契約手続きは、千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。

※くわしくは建築住宅課 ☎20・1564)へ。

下水道への接続義務

整備は3年以内に

公共下水道が利用できるようになると、くみ取り便所を3年以内に水洗トイレへ改造することが法律で義務付けられています。

また、トイレや風呂、台所などの汚水を下水道に流すための排水設備についても整備をしてください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

プレミアム付商品券

取扱店舗を募集

9月に発行する、なりた地域応援プレミアム付商品券と観光客向けプレミアム付商品券の取扱店舗

を募集しています。

申し込み方法などは、特設ホームページ(<https://premium-gift.jp/naritacity/>)で確認してください。

なお、商品券を利用できない商品やサービスなどがありますので、注意してください。

※くわしくは成田市商工事務局長(☎043・201・6318)へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類使用済み農業用ビニール、ポリエチレン資材などの適正な処理を推進するため、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事前に協議会へ登録してください。

また、搬入の際はルールを守り、劣化が著しいものについては事前に農政課(☎20・1541)へ相談してください。

対象は農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課へ。

公園の利用

マナーを守ってみんなで楽しく

市内にはさまざまな公園があり、多くの人が利用しています。

公園を気持ち良く利用するため



被爆樹木二世を植える(13日)

に、周りの利用者や近隣に気を配り、大きな声や音を出さない、ごみは持ち帰るなどのマナーを守って快適に利用しましょう。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

生ごみの減量

ギュッと絞って

家庭から出る生ごみの約75パーセントは水分であるといわれています。

生ごみを捨てる前に水分を絞ることで、ごみが軽くなり、ごみ出しがしやすくなります。

また、腐敗や悪臭の防止にもなります。

生ごみの減量に、ご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

暴力団犯罪の被害防止

一人で悩まず相談を

暴力団犯罪の被害に遭わないためには、夜の繁華街に遊びに行かない、暴走族などの不良グループに参加しないといった、暴力団と

接触する機会をつくらないことが重要です。

多くの人が「自分は暴力団とは関わりがないから大丈夫だ」と思いますが、暴力団はあらゆる手段を使って関係を持とうと狙っています。

暴力団が関わりを持とうと近づいてきた場合は、一人で悩まず、早めに警察へ相談してください。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

景観法・景観条例

調和のとれたまち並みのために

市内の良好な景観を保全するため、建物を建てる場合などは景観への配慮が求められます。

一定規模を超える大きさの建物の新築や改築などをする場合は、事前に景観法・景観条例による手続きが必要です。

対象は高さ13メートルを超える建物や、延べ面積が1,000平方メートル以上の建物の建築行為・色彩変更など

※景観形成重点地区(成田山新勝寺表参道周辺地区)は対象規模が異なります。くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

市長日誌



7月1日(木)～15日(木)

1日	関根副市長就任式
	POPラン大会実行委員会
6日	スポーツフェスティバル実行委員会
8日	山梨県甲斐市との災害時等の相互応援に関する協定調印式
9日	国民平和大行進
	成田市中学生折り鶴平和使節団結団式
11日	カナダ女子サッカーオリンピック事前キャンプ
	新型コロナウイルス感染症対策本部会議
12日	株式会社カスミとの買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定締結式
	全国市長会経済委員会(Web会議)
13日	被爆樹木二世アオギリ植樹式

農地利用状況調査

9月末まで実施

農業者の高齢化などにより、耕作されない農地が目立つようになっています。

市では、このような農地の荒廃を防ぐため、農地の利用状況調査を9月末まで実施しています。

農地利用最適化推進委員が各農地を調査しますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは農業委員会事務局
(☎20・1573)へ。

防犯カメラの設置・運用

プライバシーに配慮を

防犯カメラを適切・効果的に活用するには、防犯カメラの有用性とプライバシー保護とのバランスを取ることが重要です。

市では、最低限配慮すべき内容をまとめたガイドラインを定めています。

地域の自主防犯活動として防犯カメラを設置している、または設置しようとしている場合は、ガイドラインを参考に適切な設置運用

に努めてください。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)または市ホームページ
(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0123_00006.html)へ。

消費者ホットライン188

困ったときの相談窓口

消費者ホットライン188では、消費者トラブルで困っている人へ消費生活センターなどの相談窓口を案内しています。

「悪質商法による被害に遭った」製品を使ってけがをしたしまった」など困っていることがあれば一人で悩まずに、同番なしで188番へ相談してください。
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

夜間の外出

懐中電灯や反射材を

夕暮れ時から夜間にかけて、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数が増加しています。
散歩やジョギングなどで外出す



るときは、懐中電灯を携帯したり、光を反射するテープ・たすきを身に着けたりするなどの安全対策をして、交通事故から身を守りましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

食中毒の予防

食品の取り扱いに注意

高温多湿となる夏は、細菌を原因とする食中毒が最も発生しやすい季節です。

県では、食中毒の発生を予防するために、8月を食中毒予防強調月間とし、啓発や食品営業施設へ

の監視指導を強化しています。

家庭でできる予防のポイント

食中毒は飲食店だけでなく、家庭でも発生しています。食品の取り扱いに注意して食中毒を防ぎましょう。

購入するとき

○消費期限などを確認して、食べられる量を購入する

○買い物をした後は、寄り道をしないですぐに帰る

保存するとき

○冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下に保つ

○冷蔵庫や冷凍庫に食品を詰めすぎない

調理するとき

○調理する前にせっけんで手を洗う

○包丁やまな板は肉・魚・野菜用と使い分けるか、洗って熱湯を掛けてから使う

○肉や魚は十分に加熱する。目安として、食材の中心部を75℃で1分以上加熱する

○冷凍食品は使う分だけ解凍し、冷凍や解凍を繰り返さない

○冷たい料理は、長時間室温で放

食事するとき

○食事する前にせっけんで手を洗う

○作った料理は、長時間室温で放

置しない

※くわしくは印旛保健所(印旛健康福祉センター)・☎043・483・1137)へ。

自宅周辺の道路側溝

台風などの大雨に備えて

道路側溝や集水枥ますが詰まると雨水などが道路上に溢れ、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

自宅周辺の道路側溝や集水枥のふたに堆積した落ち葉などは各自で清掃し、台風などの風水害に備えましょう。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です

安全3つのポイント！

